

# 2014 くりん草フェスティバル

6月14日(土)～6月29日(日) / 毎週土・日曜日 午前10時～午後3時  
会場 ノンノの森(上里町民の森自然公園)・ランプの宿 森つべつ



国内屈指のクリンソウの大群生地、上里「ノンノの森」を舞台に、3週にわたって多彩なイベントが開かれます。  
「森林セラピー基地」に認定された、美しい森と可憐な花が心を癒してくれます。  
観光協会では、この森を広く知っていただくため、愛称を「ノンノの森」としています。

まる太くんも待ってます



## 第9回つべつクリンソウまつり

【6月15日(日)】

森の音楽会 「二人静」  
森林ヨガ体験(Lotus 指導)

【6月22日(日)】

森の音楽会  
谷藤万喜子と本田優一郎のユニット「ホラネロ」  
with「津別中学校吹奏楽部」  
森林ヨガ体験(Lotus 指導) ホラネロ  
セラピーフェスタinノンノの森  
(NPO法人森のこだま指導)  
ツリーイングinノンノの森  
(NPO法人森のこだま指導)

【6月29日(日)】

森の音楽会  
谷藤万喜子と本田優一郎のユニット「ホラネロ」  
森林ヨガ体験(Lotus 指導)

ランプの宿 森つべつ  
くりん草ランチパイキング  
フェスティバル期間中毎週土・日曜日実施  
大人1,350円 / 小人800円  
お弁当(テイクアウト)大人1,200円

## 介護保険料納入通知書を送付します

～保険料の金額や納期限の確認を～

別表  
65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

区分	月額保険料
第1段階	1,400円
第2段階	1,400円
第3段階(特例)	1,750円
第3段階	2,100円
第4段階(特例)	2,450円
第4段階(基準額)	2,800円
第5段階	3,500円
第6段階	4,200円

年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書を送付しています。

### 普通徴収・特別徴収併用の方

年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

### 特別徴収

納入通知書に記載の金融機関で納付してください。保険料の納入には、便利な口座振替をお勧めします。なお、第1期納期限は6月30日です。

### 普通徴収

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を6月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。なお、65歳以上の方の介護保険料は別表のとおりです。

## 介護保険料の居住費及び食費の減額申請

対象は非課税世帯の方

介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所、またはショートステイを利用されている方の居住費、食費負担額の減額認定期間が6月30日で満了することに伴い、7月1日からの減額認定の更新手続き及び新規の申請を受け付けています。これは、本来自己負担となる介護保険施設での居住費と食費(ショートステイを含む)について、町民税非課税世帯の方を対象に負担の軽減を図るものです。なお、減額認定は、申請のあった月の初日までしかさかのぼることができませんのでご注意ください。



## 障がい者控除対象者認定書について

障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、身体の障がい又は認知症の状態が一定の基準に該当すると町が認定した方は、確定申告等により税の控除を受けられる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。なお、この認定書は税の控除のみに使用できるものであり、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。また、対象者本人、対象者を扶養している人で所得税・住民税が課税されている人となりますので、ともに課税されていない(非課税の)人で、所得控除の必要のない人は該当しません。障がい者控除対象者認定の基準日は、毎年12月31日現在となります。